

監査報告書

令和 3年 5月 26日

社会福祉法人 白梅学園

理事長 宇野 美和 殿

監事

山本 尊



監事

中村 紀明



私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

□第4号議案 経理規定変更(案)について

・第4章 出納 (小口現金)

第28条の3 の変更について

(現行) 小口現金の限度額は、拠点区分ごとに20万円とする。

(改正案) 小口現金の限度額は、

本部	5万	
乳児院	15万	
児童養護施設	25万	
地域小規模児童養護施設	20万	
児童家庭支援センター	5万	とする。

附則 この規定は一部改正につき令和3年6月 日より実施する

- ◎改正理由 ①現行の規定は大舎制の時のものであり、小規模グループの実践には馴染まない
- ②地域小規模児童養護施設は、完全調理を実践しているため本体施設より出費が多い。よって現状に即したい。